



一心同体



アトラック



学校対抗リレー



コミュニティ対抗リレー



がんばれ消防団



表彰

2008

スポーツ・フェスティバル IN すえ

第32回 須恵町民運動会

2年ごとに行われる町民運動会「第32回須恵町民運動会」が、10月12日(日)に須恵町運動公園「若杉の森」多目的グラウンドで行われました。当日は、秋空の好天に恵まれる中で、午前9時から開会式がありました。全競技17種目に子どもから大人まで参加して、選手と応援席が一体となり楽しい運動会が繰り広げられました。結果、総

合優勝は甲植木分館に、昭穂分館が躍進賞に輝きました。プログラム最後の分館対抗リレー決勝では、6分館が出場して須恵分館が前回に続き1位のゴールテープを切りました。団体賞・分館対抗リレーの主な成績は次のとおりです。

▼団体賞
優勝 甲植木分館
優位 須恵分館
3位 乙植木分館
4位 新城分館
5位 昭穂分館

▼分館対抗リレー
優勝 須恵分館
優位 新城分館
3位 乙植木分館
4位 昭穂分館
5位 上須恵分館

▼分館対抗リレー
優勝 須恵分館
優位 新城分館
3位 乙植木分館
4位 昭穂分館
5位 上須恵分館

▼分館対抗リレー
優勝 須恵分館
優位 新城分館
3位 乙植木分館
4位 昭穂分館
5位 上須恵分館

衛生費	須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金	5億3773万円
	住民健康対策費	6272万円
農林水産業費	農道、水路、ため池補修整備費	1946万円
	新屋敷堰改修工事費	1425万円
	農業集落排水事業特別会計繰出金	5593万円
土木費	道路維持補修、新設改良費	7610万円
	内原く大谷線道路整備受託事業費	1913万円
	公共下水道事業特別会計繰出金	2億2327万円
	須恵P.A.スマートIC事業費	438万円
	防犯灯、カーブミラー等交通安全施設整備費	924万円
教育費	小・中学校施設整備工事	1312万円
	校区コミュニティ推進補助金	630万円
	武道場改修工事	1234万円
その他	粕屋南部消防組合負担金	2億1541万円
	町債元金償還金	7億7478万円
	町債利子償還金	1億6268万円

健全化判断比率および資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算による「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。いずれの指標も健全化基準を下まわっているため、健全であるといえます。

1. 平成19年度 健全化判断比率 (単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
須恵町の算定値	—	—	14.7	105.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	
(参考：黒字比率△)	(△ 2.37)	(△ 10.33)		

- ①実質赤字比率
町の財政規模に対する一般会計など(一般会計および奨学資金特別会計)の実質赤字の比率。平成19年度決算で一般会計などは黒字であり、実質赤字額がないため、実質赤字率は算定されませんので「—」で表示しています。(参考として黒字額の比率を△で記載しています。)
- ②連結実質赤字比率
町の財政規模に対する全ての会計の実質赤字の比率。平成19年度決算で町の全ての会計の実質収支額を合算すると黒字になっており、連結実質赤字率は算定されませんので「—」で表示しています。(参考として黒字額の比率を△で記載しています。)
- ③実質公債費比率
町の財政規模に対する公債費(町債の元利償還金)

- や公債費に準じた経費の比率の平成17年度から19年度の3か年の平均。早期健全化基準を下まわっています。
- ④将来負担比率
町債残高のほか一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の財政規模に対する比率です。平成19年度末時点での将来負担比率は、早期健全化基準を下まわっています。
- ※①～④の比率のいずれかが「早期健全化基準」以上の場合は、自主的な改善努力による早期の「財政健全化計画」を策定しなければいけません。
- ※①～③の比率のいずれかが「財政再生基準」以上の場合は、「財政再生計画」を策定し国の関与を受けながら財政の再生を図ることになります。

2. 平成19年度 公営企業の資金不足比率 (単位：%)

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
⑤資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0		
(参考：資金剰余比率△)	(△ 77.4)	(△ 3.5)	(△ 34.3)

- ⑤資金不足比率
公営企業の事業の規模に対する資金の不足額の比率で企業会計ごとに算出します。平成19年度決算では、三つの企業会計とも資金の不足額はないため資金不足比率は算定されませんので「—」で表示しています。(参考として資金剰余額の比率を△で記載しています。)
- ※⑤資金不足比率が「経営健全化基準」以上の場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。